

令和7年2月28日
物流・自動車局
自動車情報課

自動車保有関係手続の電子化に伴う対象車種の拡大 ～より簡単・便利・迅速に！！～

自動車を保有するために必要な手続については、平成17年からオンラインで一括して申請できるワンストップサービス（OSS）の提供を始めたところ、現在は、登録車の新規登録や中間登録、継続検査などといった様々な手続もその対象としておりましたが、今般、令和7年4月1日より、二輪の小型自動車^注についても対象になります。



注：道路運送車両法に基づく、総排気量250cc超、定格出力1.0kw超、幅1.3m超、高さ2.0m超、長さ2.5m超の二輪の小型自動車

1. 対象車種及び対象手続

二輪の小型自動車にかかる手続のうち、以下の手続が対象。

- 新車購入時の新車新規検査
- 車検時の継続検査（記録等事務代行制度にも対応）

2. その他

二輪の小型自動車の手続が OSS 申請可能となることに合わせ、以下の項目も電子化されます。

(1) 新車新規検査における完成検査終了証及び譲渡証明書の電子化

これまで新車新規検査時に紙で提出していた完成検査終了証及び譲渡証明書が電子化されるため、紙の原本提出が不要になります。

※ メーカー等から（一財）自動車検査登録情報協会 自動車情報管理センター（AIRAC）に完成検査終了証等の情報が登録されたもののみ対象。

※ 各メーカーの対応状況については、各メーカーにお問い合わせください。

(2) 継続検査における納税証明書の電子化

これまで継続検査時に紙の納税証明書の提示が必要でしたが、運輸支局等において電子的に軽自動車税の納付確認ができるようになることから、紙の納税証明書の提示が原則不要になります。

※ OSS 申請だけでなく、窓口申請時に対象になります。なお、軽自動車税の納付確認ができない場合は、従前通り紙の納税証明書の提示が必要になります。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車情報課 宮屋敷・白橋・青山

(代表) 03-5253-8111 (内線: 42-118)